

専決第 1 2 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 2 6 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | | | |
|---|-------|--|------|--|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | 四万十町 | |
| | | 氏名 | | |
| 2 | 事故の概要 | 令和元年 7 月 7 日午前 8 時 3 0 分頃、町有地の草刈り時に、草刈り機の跳ねた小石が隣接住宅の窓ガラスを損傷したもの。 | | |
| 3 | 損害賠償額 | 9, 7 2 0 円 | | |